

【1995年1月27日】労働者災害補償保険法等の一部改正について（諮問書、要綱）

社会保障制度審議会

社会保障制度審議会
会長 隅谷 三喜男 殿

別紙「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱」について貴会の意見を求める。

平成7年1月27日

労働大臣 浜本 万三

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 労働者災害補償保険法の一部改正

一 年金たる保険給付の支払期月の改善

年金たる保険給付の支払期月を二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の年六回とするものとする。

二 給付内容等の改善

(一) 介護補償給付の創設

イ 障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、これら年金の支給事由となる障害であって労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（ただし、身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として労働大臣が定めるものに入所している間又は病院若しくは診療所に入院している間を除く。）当該労働者に対し、その請求に基づいて介護補償給付を支給するものとする。

ロ 介護補償給付は、月を単位として支給するものとし、その月額は、常時又は随時介護を受ける場合に通常介護に要する費用を考慮して労働大臣が定めるものとする。

ハ 介護補償給付を受ける権利は、二年を経過したとき、時効により消滅するものとする。

(二) 遺族補償年金の給付内容等の改善

イ 遺族補償年金を受けることができる子、孫又は兄弟姉妹の範囲を、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者とするものとする。

ロ 遺族補償年金の額を、遺族補償年金の受給権者及びその者と同一生計の遺族の人数の区分に応じて、次の表に定めるとおり引き上げるものとする。ただし、遺族の人数が一人の場合については、現行どおりとするものとする。

遺族の人数	年金額
二人	給付基礎日額の 201 日分（現行 193 日分）
三人	給付基礎日額の 223 日分（現行 212 日分）
四人以上	給付基礎日額の 245 日分（現行 230 日分）

(三) 通勤災害に関する保険給付についても(一)及び(二)と同様の改善を行うものとする。

三 労働福祉事業の改善

労働福祉事業として、被災労働者の受ける介護の援護を行うことができるものとする。

四 特別加入制度の改善

国内の事業主が、国外において、労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業に従事させるために事業主その他労働者以外の者として派遣する者を、特別加入者の範囲に加えるものとする。

五 罰則の適正化

罰金額について所要の引上げを行うものとする。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

一 メリット制（事業場ごとの災害率により保険料を増減させる制度）の特例の適用

労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業主が、連続する三保険年度中のいずれかの保険年度において、労働者の安全又は衛生を確保するための措置で労働省令で定めるものを講じたときであって、特例を受けようとする旨を記載した申告書を提出しているときは、当該連続する三保険年度中の最後の保険年度の次の次の保険年度における事業場ごとの災害率による保険料の増減幅を、百分の四十五（現行百分の四十）とする特例を適用するものとする。

二 保険料の申告及び納期限の延長

労働保険の概算保険料及び確定保険料の申告及び納期限を保険年度の初日（保険関

係が新たに成立又は消滅した場合は、その成立又は消滅の日。)から五十日以内に延長するものとする。

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成八年四月一日から施行するものとする。ただし、次の内容は次のとおり施行するものとする。

- (一) 第一の二の(二)のロ、三及び五の改正内容 平成七年八月一日
- (二) 第一の一の改正内容 平成八年十月一日
- (三) 第二の一の改正内容 平成九年三月三十一日
- (四) 第二の二の改正内容 平成九年四月一日

二 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法について所要の整備を行うものとする。